

改訂 コスモス認定基準

1 店 社

1-1 安全衛生方針の表明

- (1) 建設事業者の安全衛生方針が表明され、文書により定められていること。
- (2) 安全衛生方針には、次の事項が含まれていること。
 - イ 労働災害の防止を図ること。
 - ロ 心身の健康の保持増進を図ること。
 - ハ 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
 - ニ 労働安全衛生関係法令、建設事業場の安全衛生規程等を遵守すること。
 - ホ システムに従って行う措置を適切に実施すること。
- (3) 安全衛生方針が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知されていること。

1-2 労働者の意見の反映

- (1) 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等の活用等、労働者の意見を反映する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順に基づき、労働者の意見が反映されていること。

1-3 システム体制の整備

- (1) 建設事業場においてその事業を統括管理する者が、システム管理の最高責任者として指名され、役割、責任及び権限が、文書により定められていること。
- (2) システム各級管理者が指名され、役割、責任及び権限が、文書により定められていること。
- (3) システム管理の最高責任者及びシステム各級管理者の役割、責任及び権限について、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知されていること。
- (4) 人材及び予算が確保されていること。
- (5) 安全衛生委員会等の場において、システムに関する事項が検討されていること。

1－4 システム教育の実施

- (1) 労働者に対してシステムに関する教育を実施する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順に基づき、労働者に対して、システムに関する教育が実施されていること。

1－5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

- (1) 関係請負人が行う安全衛生管理活動等の状況が評価されていること。
- (2) (1)に基づき、評価した関係請負人の安全衛生管理活動等の状況が、関係請負人の指導、育成に活用されていること。

1－6 明文化

- (1) このコスモス認定基準の各項目で示された手順等が、文書により定められていること。
- (2) (1)の文書を管理する手順が、文書により定められていること。
- (3) (2)の手順に基づき、これらの文書が管理されていること。

1－7 記録

- (1) 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等、システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録されていること。
- (2) (1)の記録が、適切に保管されていること。

1-8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- (1) 工事に伴う危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査をする手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順には、次の事項が含まれていること。
- イ 危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査の実施者
 - ロ 危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査の実施時期
 - ハ 危険性又は有害性の特定
- ニ ハにより特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び可能性の度合（化学物質等の場合には、危険を及ぼし、健康障害を生ずるおそれの程度と危険又は健康障害の程度）（以下、「リスク」という。）の見積り
- ホ リスクを低減するための優先度の設定及び優先順位を考慮したリスクを低減するための措置（以下、「リスク低減措置」という。）の検討
- (3) (1)の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査が行われていること。
- (4) (3)の危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査の結果に基づき、危険又は健康障害を防止するための必要な措置を決定する手順が、次の事項を含め文書により定められていること。
- イ 労働安全衛生関係法令及び建設事業場の安全衛生規程等に基づき、実施すべき措置を決定すること。
 - ロ リスクを低減するために設定した優先度に基づき、優先順位を考慮しリスク低減措置を決定すること。
- (5) (4)の手順に基づき、実施すべき措置が決定されていること。

1-9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組

- (1) 労働者の健康状態を把握するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順に基づき、労働者の健康状態が把握されていること。
- (3) 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施する手順が定められていること。
- (4) (3)の手順に基づき、ストレスチェック等が実施されていること。

1-10 安全衛生目標の設定

- (1) 安全衛生目標が、文書により設定されていること。
- (2) 安全衛生目標は、次の事項を検討して設定されていること。
 - イ 危険性又は有害性等の調査結果
 - ロ 健康診断結果、心理的な負担の程度を把握するための検査結果
 - ハ 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況
- (3) 安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされていること。
- (4) 安全衛生目標が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知されていること。

1-11 安全衛生計画の作成

- (1) 安全衛生計画が、文書により定められていること。
- (2) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。
 - イ 危険性又は有害性等の調査結果、化学物質等による危険性又は有害性等の調査結果により決定された措置及びその実施時期
 - ロ 心身の健康の保持増進を図るための取組内容及びその実施時期
 - ハ 安全衛生教育の内容及びその実施時期
 - ニ 日常的な安全衛生活動の実施内容及びその実施時期
 - ホ 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期
 - ヘ 作業所への指導、支援内容及びその実施時期
 - ト 安全衛生計画の期間
 - チ 安全衛生計画の見直しに関する事項
- (3) 安全衛生計画が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知されていること。

1-12 安全衛生計画の実施等

- (1) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順に基づき、安全衛生計画が実施されていること。
- (3) 安全衛生計画の実施等に必要な事項を、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知させる手順が、文書により定められていること。
- (4) (3)の手順に基づき、安全衛生計画の実施等に必要な事項が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに店社の労働者に周知されていること。

1－13 緊急事態への対応

- (1) 緊急事態の生ずる可能性が評価されていること。
- (2) 緊急事態が発生した場合に、労働災害を防止するための措置が定められていること。

1－14 日常的な点検、改善等

- (1) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順には、次の事項が含まれていること。
 - イ 安全衛生目標の達成状況及び安全衛生計画の実施状況についての点検
 - ロ 発見された問題点の原因の調査と改善
- (3) (1)の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されていること。
- (4) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果が、次回の安全衛生計画に反映されていること。

1－15 労働災害発生原因の調査等

- (1) 労働災害、事故が発生した場合の、原因の調査並びに問題点の把握及び改善（以下、「原因調査等」という。）を実施するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順には、次の事項が含まれていること。
 - イ 労働災害、事故が発生した場合の調査の実施及び実施担当部署等
 - ロ 調査結果に基づいた問題点の把握及び改善の検討等
 - ハ 同種災害の再発防止対策の実施及び実施責任者
- (3) (1)の手順に基づき、労働災害、事故が発生した場合の原因調査等が実施されていること。
- (4) 労働災害、事故が発生した場合の原因調査等の結果が、次回の安全衛生計画に反映されていること。

1－16 システム監査

- (1) 定期的な（少なくとも年1回）システム監査の計画を作成し、1－1から1－15まで及び2－1から2－14までに規定する事項について、システム監査を実施する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1)の手順に基づき、システム監査が実施されていること。

- (3) システム監査の実施者は、必要な能力を有し、公平かつ客観的な立場にある者が選任されていること。
- (4) (2)のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、システムに従って行う措置の実施について改善が行われていること。

1-17 システムの見直し

- (1) システム監査の結果を踏まえ、定期的に、コスマスガイドラインに基づき定められた手順の見直し等、システムの全般的な見直しが行われていること。

2 作業所

2-1 工事安全衛生方針の表明

- (1) 作業所長の工事安全衛生方針が表明され、文書により定められていること。
- (2) 工事安全衛生方針が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知されていること。

2-2 建設工事従事者及び施工する工事に関する店社の労働者の意見の反映

- (1) 工事安全衛生目標の設定並びに工事安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、災害防止協議会等の活用等、建設工事従事者及び施工する工事に関する店社の労働者の意見を反映する手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1)の店社で定める手順に基づき、建設工事従事者及び施工する工事に関する店社の労働者の意見が反映されていること。

2-3 システム体制の周知等

- (1) 作業所におけるシステム体制について、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知されていること。
- (2) 作業所におけるシステム体制には、次の事項が含まれていること。
 - イ 作業所におけるシステム体制図等
 - ロ 作業所におけるシステム各級管理者の指名
 - ハ 作業所におけるシステム各級管理者の役割、責任及び権限

2-4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

- (1) 関係請負人の安全衛生管理活動等の実施状況等が評価されていること。
- (2) (1)で確認された事項が、店社に報告されていること。

2-5 明文化

- (1) システムに関する文書を管理する手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1)の店社で定める手順に基づき、次の文書が管理されていること。
 - イ 工事安全衛生方針
 - ロ 工事安全衛生目標
 - ハ 工事安全衛生計画
- (3) (2)の文書が、店社に報告されていること。

2-6 記録

- (1) 工事安全衛生計画の実施状況、日常的な点検及び改善の状況等、システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録されていること。
- (2) (1)の記録が、適切に保管されていること。
- (3) (1)の記録が、必要に応じ店社に報告されていること。

2-7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- (1) 施工する工事に伴う危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査をする手順が、店社において文書により定められていること。
 - (2) (1)の店社で定める手順には、次の事項が含まれていること。
 - イ 危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査の実施者
 - ロ 危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査の実施時期
 - ハ 施工する工事に伴う危険性又は有害性及び化学物質等による危険性又は有害性の特定
 - ニ ハにより特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのあるリスクの見積り
 - ホ リスクを低減するための優先度の設定及び優先順位を考慮したリスク低減措置の検討
 - (3) (1)の店社で定める手順に基づき、施工する工事に伴う危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査が行われていること。
- (4) (3)の危険性又は有害性等の調査結果に基づき、建設工事従事者及びその他の関係者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を決定する手順が、次の事項を含め店社において文書により定められていること。
 - イ 労働安全衛生関係法令及び建設事業場の安全衛生規程等に基づき、実施すべき措置を決定すること。
 - ロ リスクを低減するために設定した優先度に基づき、優先順位を考慮しリスク低減措置を決定すること。
- (5) (4)の店社で定める手順に基づき、実施すべき措置が決定されていること。

2-8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組

- (1) 建設工事従事者の労働安全衛生法第66条第1項及び第2項に基づく健康診断の実施状況を把握する手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1)の店社で定める手順に基づき、建設工事従事者の健康診断の実施状況が把握されていること。
- (3) 建設工事従事者に対する快適な職場づくりを行う手順が、店社において文書により定めら

れていること。

- (4) 建設工事従事者に対する快適な職場づくりが行われていること。

2-9 工事安全衛生目標の設定

- (1) 工事安全衛生目標が、文書により設定されていること。
- (2) 工事安全衛生目標が、次の事項を検討して設定されていること。
イ 施工する工事に伴う危険性又は有害性等の調査結果及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査結果
ロ 同種工事における労働災害の発生状況
- (3) 工事安全衛生目標では、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされていること。
- (4) 工事安全衛生目標が、建設工事従事者及び他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知されていること。

2-10 工事安全衛生計画の作成

- (1) 工事安全衛生計画が、文書により定められていること。
- (2) 工事安全衛生計画が、次の事項を検討して作成されていること。
イ 施工する工事の特性
ロ 店社の安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画
- (3) 工事安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。
イ 危険性又は有害性等の調査及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査により決定された措置の内容及びその実施時期
ロ 安全衛生教育の内容及びその実施時期
ハ 日常的な安全衛生活動の実施内容及びその実施時期
ニ 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期
ホ 工事安全衛生計画の期間
ヘ 工事安全衛生計画の見直しに関する事項
- (4) 工事安全衛生計画が、建設工事従事者及び他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知されていること。

2-11 工事安全衛生計画の実施等

- (1) 工事安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するための手順が、店社において文書により定められていること。

- (2) (1)の店社で定める手順に基づき、工事安全衛生計画が実施されていること。
- (3) 工事安全衛生計画の実施等に必要な事項を、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知させる手順が、店社において文書により定められていること。
- (4) (3)の店社で定める手順に基づき、工事安全衛生計画の実施等に必要な事項が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知されていること。

2-12 緊急事態への対応

- (1) 店社で定める措置に従って、緊急事態が発生した場合の対応措置が定められていること。
- (2) 緊急事態への対応措置が、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関する店社の労働者に周知されていること。

2-13 日常的な点検、改善等

- (1) 工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1)の店社で定める手順に基づき、工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されていること。
- (3) 一定期間を定めた工事安全衛生計画の場合には、工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果が、次回の工事安全衛生計画に反映されていること。

2-14 労働災害発生原因の調査等

- (1) 労働災害、事故が発生した場合の原因調査等を実施するための手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1)の店社で定める手順に基づき、労働災害、事故が発生した場合の原因調査等が実施されていること。
- (3) 一定期間を定めた工事安全衛生計画の場合には、労働災害、事故が発生した場合の原因調査等の結果が、次回の工事安全衛生計画に反映されていること。